

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月30日
【事業年度】	第21期（自平成21年6月1日至平成22年5月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号
【電話番号】	03（3520）0066（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第17期 平成18年5月	第18期 平成19年5月	第19期 平成20年5月	第20期 平成21年5月	第21期 平成22年5月
売上高(千円)	2,334,083	2,228,174	1,621,379	1,077,654	737,952
経常利益又は経常損失() (千円)	567,094	451,850	201,114	191,908	255,106
当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	311,315	256,766	98,164	279,132	279,141
持分法を適用した場合の投資 利益(千円)				-	-
資本金(千円)	778,620	778,620	779,000	779,000	779,125
発行済株式総数(株)	19,278	57,834	57,870	57,870	57,879
純資産額(千円)	1,918,759	2,030,940	1,974,756	1,473,861	1,196,378
総資産額(千円)	3,012,262	3,308,083	2,318,421	1,974,708	1,843,222
1株当たり純資産額(円)	99,531.02	35,116.71	34,181.89	26,909.03	21,811.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	7,500 ()	2,500 ()	2,500 ()	- ()	- ()
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()(円)	16,468.23	4,439.70	1,697.53	4,962.09	5,095.78
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	16,151.25	4,435.87	1,696.82	-	-
自己資本比率(%)	63.7	61.4	85.2	74.6	64.8
自己資本利益率(%)	17.1	13.0	4.9	-	-
株価収益率(倍)	60.7	53.1	45.5	-	-
配当性向(%)	46.43	56.31	147.30	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	1,561,575	301,701	268,891	386,525	657,896
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	28,203	7,778	28,853	25,692	19,832
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	382,634	144,585	153,134	220,822	360,936
現金及び現金同等物の期末残 高(千円)	1,649,635	1,798,973	1,348,093	767,594	451,530
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	49 (19)	54 (22)	55 (21)	50 (17)	25 (17)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第21期より当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益の記載を省略しております。
4. 第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第20期及び第21期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和62年 8月	美術品の業者交換会 親和会 発足
平成元年 6月	株式会社親和会設立（東京都中央区銀座七丁目 3 番13号）
平成 2年 3月	本社を東京都中央区銀座八丁目 5 番 4 号に移転
平成 2年 7月	古物商の許可を取得（東京都公安委員会許可 第301069001858号）
平成 2年 9月	第 1回 シンワアートオークション 近代日本絵画オークション（現 近代美術オークション）を開催
平成 3年 6月	商号をシンワアートオークション株式会社に変更
平成12年 6月	交換会事業からの撤退
平成12年 7月	本社を東京都中央区銀座四丁目 2 番15号に移転
平成15年12月	本社を東京都中央区銀座七丁目 4 番12号に移転
平成17年 4月	大阪証券取引所ヘラクレスに株式を上場
平成17年 9月	大阪営業所（大阪市中央区）を開設
平成21年 3月	大阪営業所（大阪市中央区）を閉鎖

3【事業の内容】

〔概要〕

当社は、「公明正大且つ信用あるオークション市場の創造と拡大」を企業理念として掲げ、美術品を中心としたオークションの企画・運営を行うオークション事業、及び美術品等の直接取引を希望する顧客を仲介するプライベートセール等を行うその他事業を展開しております。

(1) オークション事業

オークション事業は、取扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Partオークションを定期的で開催しております。その他、Jewelry&Watches、ワイン及び西洋美術等のオークションも随時開催しております。

なお、コンテンポラリーアートオークションは、平成22年 5 月以降、当社の関連会社であるASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDが香港で主催するオークションに出品しています。

当社は、換金のニーズがある作品保有者（一般の個人コレクター、事業法人、画商、当社オークションへの出品業務を行う特約店等）から出品作品を広く募ります。作品の出品に際しては、当社にて時価を目安とした、落札を成功させるための査定価額を提示し、出品者との協議の上、最低売却価格（リザーブプライス）を設定します。（最低売却価格を設定しない、売り切りとする成行き作品もあり、当該作品はカタログ^{*1}に 印で表示しております。）

出品者は、当社と販売委託契約を締結し、当社が開催するオークションへ当社の名をもって出品します。オークションにて、最低売却価格に届かなかった場合、当該作品は不落札となり、出品者へ返却いたします。また、作品の真贋鑑定については權威ある第三者機関に委託しております。

当社は、オークションの開催を通して、販売を委託した出品者の利益の最大化をもたらし、購入希望者にとっても、価格決定プロセスにおいて透明性の高い、公明正大な仕組みを提供しております。当社は購入希望者を国内外から募り、参加者は下見会^{*2}等で作品の状態を直接確認し、自己の判断において、他の参加者との間で競り上がり方式により競り合います。

購入を希望する一般の個人コレクター、事業法人、画商等は、すべて同一条件にてオークションに参加しております。また、オークション当日会場に参加できない方のために、書面買受申出書による入札も受付けております。最終的に、出品者と契約した最低売却価格を超える一番高い金額を提示した参加者が作品を落札する仕組みであります。この一番高い提示金額、つまりは落札価額（ハンマープライス）をベースに落札者からは落札手数料を、出品者からは出品手数料ならびに、出品に係る諸費用としてカタログ掲載料等を^{*1*3}徴収しております。また、オークション参加希望者には、各オークションに係るカタログ^{*1}を販売しております。その他、出品者の希望等により、例外的に当社が作品を買取りオークションに出品する場合もあり、この場合は、落札価額が売上高として計上されます。

(注) *1：当社オークションでは、作品のカラーカタログをオークション前に作製しております。

*2：当社オークションでは、全作品を展示する下見会をオークション前に開催しております。

*3：平成22年 2 月より有料会員制を導入し、会員から出品があった場合には、カタログ掲載料等に替えて出品費用を徴収しております。

(2) その他事業

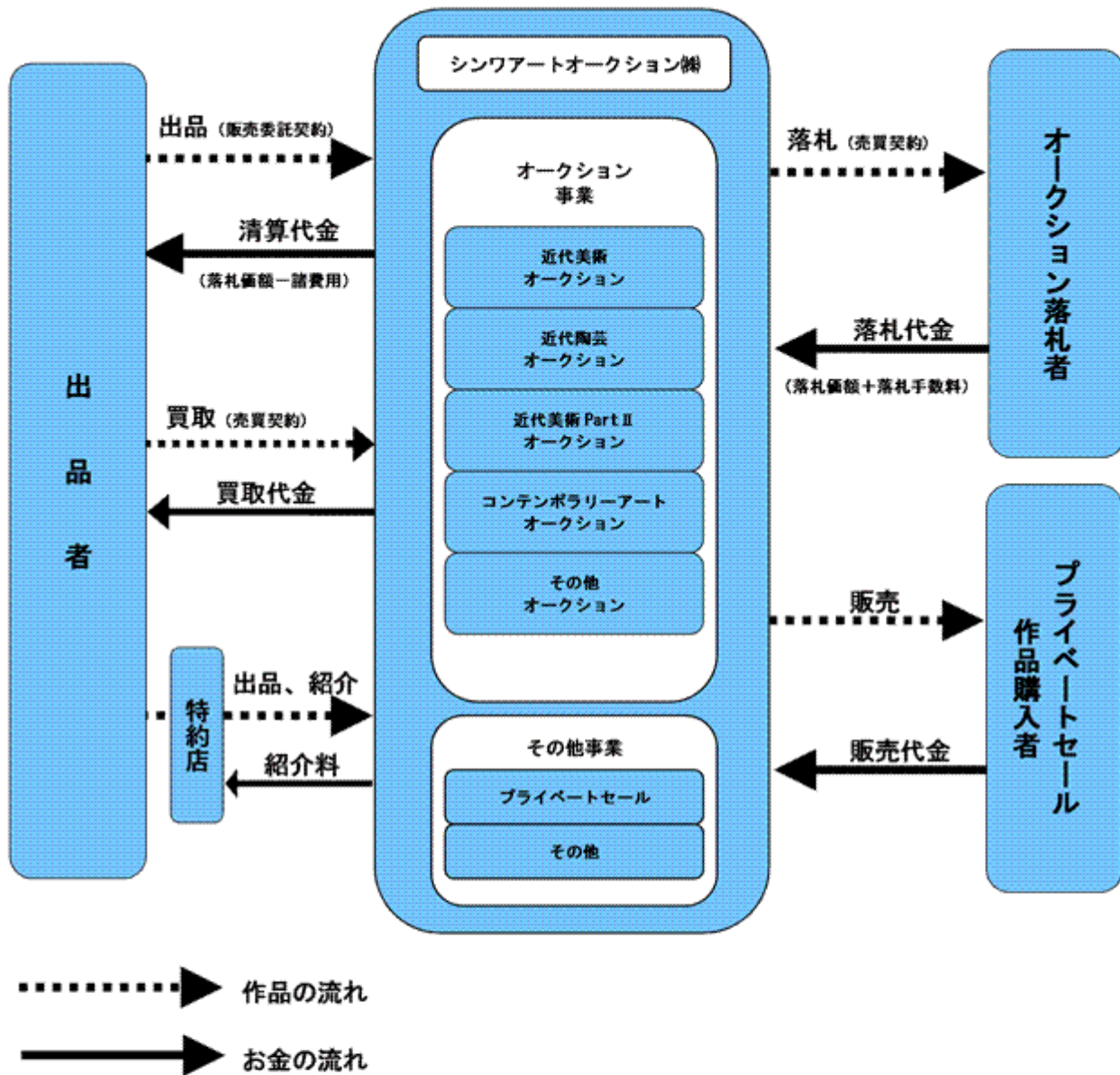
その他事業は、プライベートセールを中心に展開しております。プライベートセールでの販売の場合も、オークション取引と同様に、取引価額をベースに購入者、販売委託者から手数料を徴収しております。その他、「シンワアートミュージアム」の貸しギャラリー収入等があります。

以上のことを一表にまとめて要約すると次のとおりとなります。

事業部門	業務内容
オークション事業	
近代美術オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオークション ・落札予想価格（以下「エスティメイト」という）の下限金額が概ね50万円以上の作品
近代陶芸オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・近代陶芸（茶碗、壺、香炉等）のオークション
近代美術Part オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね5万円以上の作品
コンテンポラリーアートオークション	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後・現代アート、写真、デザイン、プリントその他のオークション
その他オークション	<ul style="list-style-type: none"> ・宝石、時計、ワイン、西洋美術等の上記以外のオークション
その他事業	
プライベートセール	<ul style="list-style-type: none"> ・オークション以外での相対取引
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主として5万円以下の低価格作品に関し、美術業者間交換会（以下「交換会」という）にて販売を委託された取引 ・シンワアートミュージアム貸しギャラリー業務 他

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合または被所有割合(%)	関係内容
(関連会社) ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開催の企画運営、美術品売買	所有 直接21.1% 間接19.0%	役員の兼任 資金援助

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
25名(17)	38.6	7.5	5,158,516

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数が前事業年度末から25名減少したのは、主に経営合理化に伴う希望退職者募集によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、世界経済の危機的状況からアジア各国が順次回復基調へ転ずる中で、完全に立ち遅れる状況となりました。

年度後半には、中国や米国経済の回復により、輸出関連業種を中心に経済指標の若干の改善も見られ、景気の動向は緩やかな回復期へと移行しつつあるものの、国内消費需要の持続的収縮と慢性的デフレを背景に、雇用情勢や個人所得への波及効果は極めて限定的で、また、今後の欧州諸国の財政リスクに対する懸念も否めず、自律的回復までには至っていない状況にあります。

このような環境にあつて、当社は引き続き徹底したコスト管理のもと、高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めましたが、落札率は引き続き高いレベルを維持しているものの、市場全体が収縮する中でも特に高額品市場は収縮幅が大きく、出品点数がほぼ前期の4分の3の規模の中での非常に厳しい推移となりました。

当事業年度におきましては、取扱高^{*}は2,871,369千円（前期比14.4%減）、売上高は737,952千円（前期比31.5%減、内商品売上高154,102千円（前期比32.0%減））と大幅に減少する結果となりました。利益面におきましては、営業損失259,431千円、経常損失255,106千円、当期純損失279,141千円となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

（オークション事業）

オークション事業の取扱高^{*}は、2,450,171千円（前期比23.9%減）、売上高は、545,411千円（前期比45.0%減、内商品売上高7,290千円（前期比95.2%減））となりました。

当社の主力オークションである近代美術オークション部門の取扱高^{*}は、1,159,050千円（前期比28.2%減）、売上高は、233,841千円（前期比53.4%減、内商品売上高なし（前期は128,571千円））となりました。

近代陶芸オークション部門の取扱高^{*}は、342,890千円（前期比1.8%減）、売上高は、75,501千円（前期比36.9%減、内商品売上高5,561千円（前期比40.7%減））、近代美術Part オークション部門の取扱高^{*}は、228,595千円（前期比26.8%減）、売上高は、62,942千円（前期比33.8%減、内商品売上高980千円（前期比55.8%減））となりました。近代陶芸オークション及び近代美術Part オークションにおいても、出品点数の減少により取扱高^{*}、売上高が減少しました。

コンテンポラリーアートオークション部門の取扱高^{*}は、152,428千円（前期比51.5%減）、売上高は、34,337千円（前期比64.3%減、内商品売上高なし（前期は9,405千円））となりました。中長期的な視点での投資と市場開拓のため、ジョイントベンチャー（ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED）を香港に設立し、コンテンポラリーアートオークションの単独開催のためのオペレーションを構築させることといたしました。これにより、当社のリスクは限定的なものとなりましたが、開催回数の減少により、取扱高^{*}、売上高ともに前期から大きく減少する結果となりました。

その他オークション部門の取扱高^{*}は、567,207千円（前期比9.9%減）、売上高は、138,788千円（前期比22.4%減、内商品売上高747千円（前期比75.3%減））となりました。当事業年度は、前期と比較して、西洋美術オークション（取扱高^{*}124,935千円（前期比47.0%減、平成21年10月、平成22年4月開催））、ワインオークション（取扱高^{*}59,075千円（前期比32.3%減、平成21年10月、平成22年2月開催））において前期実績を大きく下回る結果となりました。

作品別には、梅原龍三郎「松と波」60,000千円（平成21年11月近代美術オークション）の落札がありました。落札価額が50,000千円を超える作品は1点しかありませんでした。

（その他事業）

その他事業の取扱高^{*}は、421,198千円（前期比209.9%増）、売上高は、192,540千円（前期比124.0%増）となりました。当事業年度は、平成21年に業務提携を行った北京匡?国?拍?有限公司（Council オークション）への中国美術品の出品分の増に加え、プライベートセール案件成約に努め、取扱高^{*}、売上高ともに前年を上回る結果となりました。

（注）*：取扱高とは、オークション落札価額（ハンマープライス）、プライベートセール及び交換会での取引価額の総称であります。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローの減少により、財務活動によるキャッシュ・フローの増加はあるものの、前期末に比べ316,064千円減少し、当事業年度末には451,530千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は、657,896千円（前期比271,370千円増）となりました。これは税引前当期純損失に加え、オークション未収入金の減少による増加に一部相殺されたものの、オークション未払金の減少による減少、前渡金の増加による減少、たな卸資産の増加による減少によるものであります。

なお、オークション未収入金・オークション未払金の減少はオークションの開催日程と事業年度末日との関連によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、19,832千円（前期は25,692千円の獲得）となりました。これは主に関連会社株式取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、360,936千円（前期は220,822千円の使用）となりました。これは主に短期借入と新株予約権の発行によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、主に美術品を対象としたオークション事業運営を行っており、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

	第21期							
	平成22年5月期							
	取扱高 (千円)	前期比 (%)	売上高 (千円)	前期比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	1,159,050	28.2	233,841	53.4	6	475	404	85.1
近代陶芸オークション	342,890	1.8	75,501	36.9	4	782	724	92.6
近代美術Part オークション	228,595	26.8	62,942	33.8	6	1,169	1,108	94.8
コンテンポラリーアート オークション	152,428	51.5	34,337	64.3	2	135	96	71.1
その他オークション(注) 1	567,207	9.9	138,788	22.4	14	2,570	2,011	78.2
オークション事業合計	2,450,171	23.9	545,411	45.0	32	5,131	4,343	84.6
プライベートセール	153,317	66.0	117,575	75.2				
その他	267,881	515.2	74,964	297.9				
その他事業合計	421,198	209.9	192,540	124.0				
合計	2,871,369	14.4	737,952	31.5				

(注) 1. その他オークションの開催については、出品の状況により随時開催しております。第21期(平成22年5月期)は、Jewellery&Watchesオークション6回、ワインオークション2回、西洋美術オークション2回、浮世絵オークション1回、その他オークション3回を開催しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

	第20期 (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)		第21期 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
一般個人顧客 (注) 4、5	146,065	13.6	-	-

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当該顧客がオークションでの落札及びプライベートセールにて作品を購入した金額を記載しており、当該取引は、一過性であります。

5. 第21期の販売実績割合は、総販売実績の100分の10未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

わが国の美術品市況は、依然としてリーマンショック後の市場の大幅収縮から全く立ち直れていない状況にあり、来期以降も依然厳しい状況が続くと考えられます。

このような状況において、当社は、事業環境の変化への適応力を高め、いかなる事業環境下においても確実に利益を創出できる体制の構築に努めることが重要であると考え、過去2年間にわたる経営合理化諸施策により、利益を創出できる体制を着実に整備してまいりました。

来期は、代表取締役二名体制による国内事業への経営資源の集中、会員制の導入、手数料の改定等から、安定的な出品を確保し、引き続き、日本におけるオークション取引の更なる拡大、活性化に向け、国内外へ積極的なマーケティングを展開し、早期の業績回復を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載事項は、本株式の投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点でご留意ください。なお、本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当社の沿革について

当社は、欧米では古くから定着している公開の場で誰でも参加できる「オークション」という美術品の新たな取引形態を日本の市場に創造するため、平成元年6月に株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社、株式会社平野古陶軒（以下、創業画商）の出資によって株式会社親和会の社名で設立されました。

当初は、美術業者間取引を行うセリ市（以下、交換会）と、美術業者だけでなく一般の美術品愛好家も参加可能なオークションを事業として展開しておりました。平成3年6月に社名をシンワアートオークション株式会社に変更、平成12年6月に当社が会主として運営していた交換会事業から撤退、平成13年6月に当社の役員を兼任していた創業画商の代表取締役が全員役員を退任し新たな経営体制を確立、「公明正大且つ信用あるオークション市場の創造と拡大」という企業理念のもと、販売を委託した出品者の利益の最大化をもたらしとともに、参加者にとっても、価格決定プロセスにおいて透明性の高い、公明正大なオークション事業を主たる事業として展開しております。

2. 業績の推移について

(1) 最近の業績の推移について

当社の最近5カ年の業績の推移は以下のとおりであります。

回次 決算年月		第17期 平成18年5月	第18期 平成19年5月	第19期 平成20年5月	第20期 平成21年5月	第21期 平成22年5月
取扱高	(千円)	8,366,346	7,731,240	5,850,310	3,355,240	2,871,369
売上高	(千円)	2,334,083	2,228,174	1,621,379	1,077,654	737,952
売上総利益	(千円)	1,703,527	1,460,267	1,227,979	629,362	403,091
経常利益又は経常損失 ()	(千円)	567,094	451,850	201,114	191,908	255,106
当期純利益又は当期純損 失()	(千円)	311,315	256,766	98,164	279,132	279,141
資本金	(千円)	778,620	778,620	779,000	779,000	779,125
発行済株式総数	(株)	19,278	57,834	57,870	57,870	57,879
純資産額	(千円)	1,918,759	2,030,940	1,974,756	1,473,861	1,196,378
総資産額	(千円)	3,012,262	3,308,083	2,318,421	1,974,708	1,843,222
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,561,575	301,701	268,891	386,525	657,896
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	28,203	7,778	28,853	25,692	19,832
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	382,634	144,585	153,134	220,822	360,936

(注) 1. 当社は、平成17年7月20日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2. 当社は、平成18年9月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(2) オークションへの出品について

当社は、公開の場で誰でも参加できるオークションという形態で、美術品等の換金のための二次流通の場を提供しております。欧米では美術品等の二次流通において主流であるオークションという流通形態が、日本国内においても次第に普及・定着してきております。

当社では新たなオークションアイテムの開発や出品営業を強化していく所存であります。順調に出品が増える保証はなく、出品数の減少が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売上高の構成について

当社は、オークション落札価額に対する手数料収入（落札手数料及び出品手数料）が売上高の主たる構成となっており、落札手数料は、平成22年3月開催オークションより、落札価額200万円以下に対し15.75%（税込）、200万円超5,000万円以下に対し12.6%（税込）、5,000万円超に対し10.5%（税込）、出品手数料は従来どおり落札価額の10.5%（税込）としております。また、営業戦略上、当社が一旦買取り、当社在庫商品としてオークションに出品する場合があります。この場合、オークション落札価額が売上高として計上され、当社在庫商品の取扱高の増減が、売上高の変動するひとつの要因となります。その他、カタログの販売高、出品者から徴収するカタログ掲載料で構成されるカタログ収入、また、平成22年2月より有料会員制を導入しており、会員から徴収する会費収入があります。

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月
取扱高	(千円)	8,366,346	7,731,240	5,850,310	3,355,240	2,871,369
売上高	(千円)	2,334,083	2,228,174	1,621,379	1,077,654	737,952
内商品売上高	(千円)	623,477	758,225	235,994	226,688	154,102

(4) 美術品市況について

ここ数年来の世界規模での経済環境の悪化を受け、国内美術品取引市場全体の取扱高が減少しており、この状況は当面継続するものと思われ、当社のオークションにかかる取扱高につきましても引き続き低迷が続くことが考えられますが、さらに経済状況が不安定になった場合、落札価額の下落等当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 経営体制について

(1) 小規模組織について

当社は従業員数25名程度と規模が小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も必要に応じ、内部管理体制の充実とそれに伴う人員補充を実施していく方針ですが、人材の確保及び管理体制の維持ができなかった場合、適切な組織的対応が出来ず、組織効率が低下する可能性があります。

(2) 大株主との関係について

当社は平成元年、株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社^{*1}、株式会社平野古陶軒^{*2}の出資により設立されました。それら創業画商及びその親族関係にある個人株主ならびに創業画商が出資している持株会社（株式会社シンワアートホールディングス^{*3}）は、合計で当社の議決権の約50%を保有しております。これら株主が共同で議決権を行使する場合、当社株主総会決議において相当の影響力を行使することが可能です。

創業画商は「オークション」という美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で当社を設立しました。現在、創業画商は主に新人作家の育成、現存する著名作家との直接取引ならびに業者間における委託販売を主な事業としており、有名絵画等の二次流通を目的とした当社とは、事業形態において棲み分けができています。と考えておりますが、同じ美術品を取扱うことから、出品作品の募集営業等で競合する可能性は否定できず、競合の結果、オークションに出品されなかった場合、取扱高の下落等当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) *1：みずたに美術株式会社は、平成14年当社株主より外れております。なお、同社代表取締役社長水谷大氏は、有価証券報告書提出日現在、大株主となっております。

*2：株式会社平野古陶軒は、平成13年当社株主より外れております。

*3：株式会社シンワアートホールディングスは、株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社の各オーナーが均等出資した持株会社であります。

*4：有価証券報告書提出日現在、株式会社シンワアートホールディングス及び創業画商ならびにその親族関係にある個人株主の議決権の保有割合は49.8%であります。

(3) 美術品の査定について

当社は、オークションに出品されるすべての作品に関し、当社の査定委員会にて、現物を直接検分し、エスティメイト（落札予想価格帯）を決定しております。エスティメイトは時価を目安とした落札を成功させるための査定価額であり、オークション参加者の判断により落札予想価格の範囲を超える落札価額となる場合があります。

査定委員会は当社取締役を常任委員とし、必要に応じて担当部長ならびに社外の専門家で構成しています。

上記のとおり、査定委員会は複数のメンバーにより構成されており、適切な落札予想価格帯を決定する体制を整えています。また、査定委員会常任委員は、オークションの公明性を高めるため、直接当社オークションに出品することはできないことを、平成13年10月の経営会議で決定しています。しかしながら、当社の査定委員会が時価と大きく乖離した金額を提示し、オークションで落札されない事が連続した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 美術品鑑定の外部委託について

当社は、出品される美術品の真贋について権威ある第三者機関に鑑定を依頼しております。鑑定機関及び鑑定人が存在する作家の作品に関しては、その鑑定を受け、その旨カタログに記載しております。当社は、販売委託者と鑑定機関及び鑑定人の仲介を行っており、当社が鑑定を行うことはありません。

当社オークションの開催・運営にあたっての規則であるオークション規約に基づき、当社の開催する近代美術、近代陶芸、コンテンポラリーアートの出品作品に関し、当社は、オークションの開催日から5年以内に、落札作品が真作でない証明がなされた場合、落札作品を引き取り、落札者に代金を返還することになっております。但し、近代美術Part オークション等の低価格作品を取扱うオークション、骨董（アンティーク）等の真贋判定の困難な作品に関しては保証しておりません。

当社は、出品作品の真贋には、最善の注意を払い対応しておりますが、当社オークションにおいて真作でない作品が出品または落札された場合、当社の信用の低下等当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) オークション未収入金及びオークション未払金について

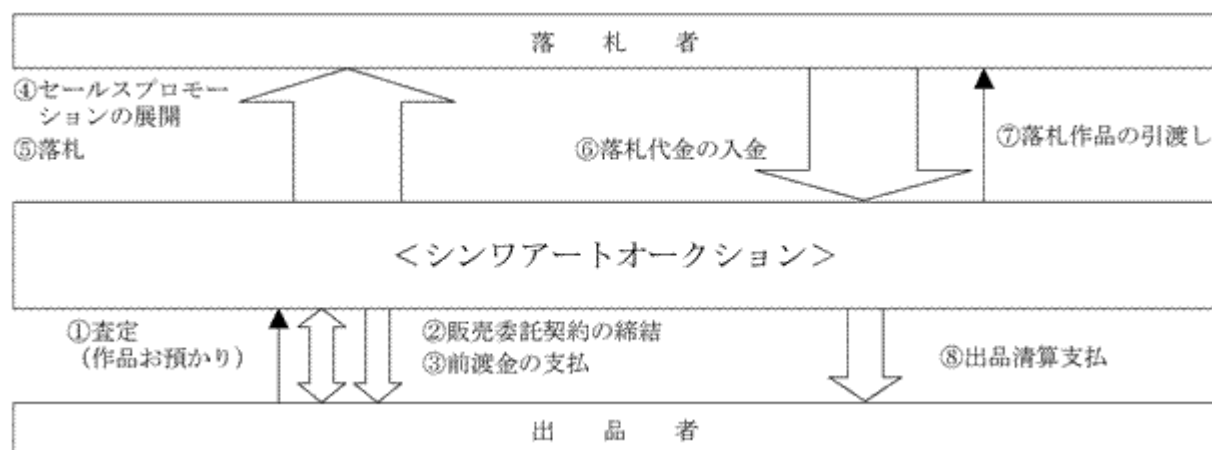
オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務であります。オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、落札者からはオークション開催日から土日祝日を除く10日以内の入金、出品者にはオークション開催日から35日以内の支払というオークション規約及び販売委託に関する約定に基づき、オークションの開催日程によっては事業年度末日との関連によって増減します。

(6) 前渡金制度について

当社は、営業戦略上、美術業者のみならず一般の出品者からの出品委託を促進するためのシステムとして、作品をお預かりし、美術品の出品が決定し、販売委託契約を締結すると同時に最低売却価格（成行き作品の場合はエスティメイト下限金額）の最大85%の金額を前渡しすることができる前渡金制度を採用しております。近代美術オークションにおいて契約締結から支払いまでの期間が最長約4ヶ月であることに關し、出品者の急な資金需要に対応できる施策として、当社の出品募集に大きく貢献しております。

当社は作品をお預かりしているため、落札後はオークション落札代金から前渡金を差し引いた金額を清算し、不落札の場合に出品者が前渡金を返済できない事態が生じたとしても、預かり作品を売却し、前渡金返済に充てることができますが、今後事業が拡大する中で、前渡金返済義務不履行が生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

・前渡金契約のフロー図



例) 最低売却価格：3,000,000円、落札価額：3,500,000円の場合

査定 (作品お預かり)

作品をお預かりし、最終的な査定を行います。

販売委託契約の締結

オークション開催日の約2ヶ月前迄に販売委託契約を締結します。

前渡金の支払

販売委託契約の締結後に前渡金を支払います。

(最低売却価格3,000,000円の85%、2,550,000円を上限とします。)

セールスプロモーションの展開

カタログを作製し、オークション直前には下見会を開催します。

落札

オークションで落札。

落札代金の入金

オークション開催日から10日以内(土日祝日を除く)に入金いただきます。

(落札価額3,500,000円、落札手数料2,000,000円以下に対して15.75%の315,000円(税込)、2,000,000円超の1,500,000円に対して12.6%の189,000円(税込)の合計4,004,000円)

落札作品の引渡し

落札代金の入金確認後、作品を引渡しします。

出品清算支払

オークション開催日から35日以内に支払います。

(落札価額3,500,000円から出品手数料10.5%の367,500円(税込)、出品費用もしくはカタログ掲載料・保管料等の売り手費用と前渡金2,550,000円を控除した金額)

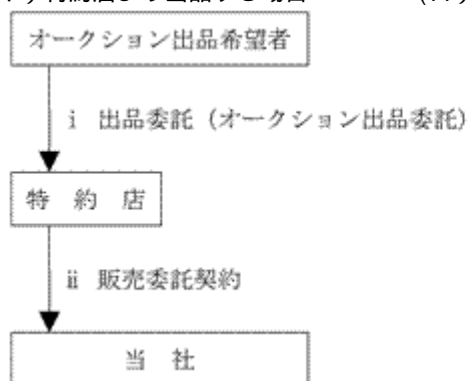
(7) 一括保証取引について

当社は、大口で一括の出品に関して、営業戦略上、落札価額合計額の最低金額の保証を行う場合があります。一括保証した金額については、作品をお預かりし、契約締結後に保証金額の支払いを行います。落札価額合計額が、この保証金額に満たない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。第21期（平成22年5月期）において、一括保証取引による損失はありません。

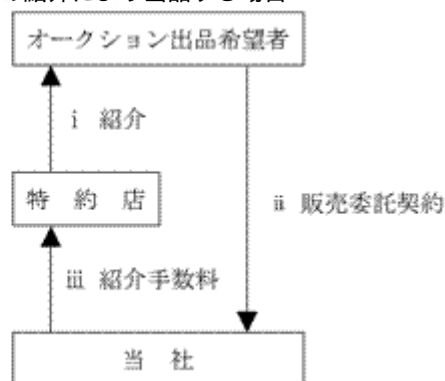
(8) 特約店契約について

当社は、平成22年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行う者であり、特約店は、オークション出品希望者から出品委託を受け、当社と販売委託契約を締結する場合と、オークション出品希望者を当社に紹介し、オークション出品希望者と当社との販売委託契約の締結の仲介をする場合があります。特約店への依存度は、オークション取扱高全体で、第20期（平成21年5月期）17.4%、第21期（平成22年5月期）16.4%となっております。当社は今後もこの特約店契約を継続する予定ですが、何らかの原因で契約の継続が不可能となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 特約店より出品する場合



(ロ) 特約店の紹介により出品する場合



(9) 美術品等の保管について

当社は、出品作品保有者からオークションへの出品依頼を受け、作品をお預かりしてから、落札者のもとへ納品されるまでの期間、作品を本社の倉庫等に保管しております。保管している作品についてはすべて保険を付保しており、盗難、火災等については保険の対象となっております。しかし、地震等の自然災害については保険対象外の扱いとなっていることから、地震等の自然災害が発生し出品予定作品が損壊した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、当社オークション規約上、当社の故意または重過失に起因する損害に関しては、通常の損害の他、予見可能な損害までを当社の責任の範囲と定めていますが、予見可能な損害が発生した場合、通常の損害以外は保険で担保されていないので、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 業界について

(1) 美術品オークションを取巻く環境について

平成22年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝㈱実業之日本社）集計による国内美術品オークション会社、8社の平成21年の取扱高は9,499,068千円となっており、平成20年の取扱高14,209,697千円と比較して33.2%の減少となっております。

日本の美術品オークション業界は、1990年代、創造期として、美術品取引業界で着実に実績を残してきましたが、長引く景気低迷とデフレによる美術品の価額下落を受け、厳しい環境の中での事業展開を強いられていました。そのような中で、21世紀に入り、ようやく日本国内で定着を見せ始めたオークションによる二次流通は、美術品取引業界の構造変革、美術品愛好家の支持の拡大、日本におけるオークションの認知向上による取扱量の増加、そして、オークション各社の個性と創意工夫により、日本国内における美術品及び高級品の換金市場の整備、拡大に寄与していくものと思われます。

しかしながら、短期的には、数年来の世界規模での経済環境の悪化を受け、国内美術品取引市場全体の取扱高が減少しており、この状況は当面継続するものと思われます。同様に美術品オークション業界においても市場規模が縮小しており、この状況は当面継続する可能性があります。

(2) 競合について

当社は、国内美術品市場において、美術商、百貨店及び他オークション会社と競合関係にあります。美術品の販売に関し、オークションという公の場で登録をすれば誰でも同じ条件で参加でき、参加者が価格を決定する取引形態の優位性が近年認知度を高め、オークションの拡大につながっております。オークション会社は、ここ数年増加傾向にありますが、美術品に関する専門知識とオークション開催に係る労働集約型業務システム（作品の預り～鑑定～査定～カタログ作製～下見会～オークション会場運営～作品の発送等）が、オークションへの参入障壁となっております。オークション会社間の競合は、出品募集・販売の営業戦略が最も重要な要因であり、当社は、前述の美術雑誌「月刊美術」の調査記事において、平成21年1年間の国内オークション会社の中で、落札価額ベースで24.7%、特に10,000千円以上の高額価格帯では47.8%のシェアとなっており、国内最大級のオークション会社として美術品取引業界に幅広く認知されております。

海外には、クリスティーズ、サザビーズを筆頭に数多くのオークション会社がありますが、日本美術に関する知識、情報が障壁となり、日本国内でオークションを開催する海外オークション会社はありません。また、基本的に海外オークション会社とは取扱い作品が異なるため、現在のところ外国絵画、コンテンポラリーアート等の一部ジャンルの美術品以外、競合関係にはありません。

その他、インターネットを使ったオークション（売却希望者と購入希望者が相対で取引できる場をインターネット上に提供しており、当社のように作品保有者から販売委託を受けて執り行うオークションとは相違しています。）に関して、美術品を実際に検分できる場所を提供することなく、デジタル画像のみで取引を成立させるリスクは、高額品になるほど大きくなり、現状において、インターネットオークションと競合する分野は、低価格帯の美術品取引のみに限定されております。しかしながら、国内において、拡大・発展途上のオークションビジネスも、国内業者間の再編、海外の大手オークションハウスの本格的日本進出等が起こった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 法的規制について

(1) 日本国内における法的規制について

当社は、海外においてオークション事業を展開しているクリスティーズ、サザビーズ等の事業モデルを導入し、オークションによる美術品の流通形態を日本の市場に創造する目的で設立されました。

当社が行っているオークション形態は、日本国内においては、商法第551条の間屋（といや）に該当し、同法の規制を受けております。また、オークションの運営にあたっては、オークション規約を制定しておりますが、同規約は、民法、商法、消費者契約法等の規制を受けております。

これら、日本国内における法的規制により、過去、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼした事実はありません。しかしながら、オークションという事業形態は、日本国内に浸透しはじめた時期であり、将来的にオークション関連事業にかかる法令等で規制された場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 古物営業法

美術品オークション会場の運営業務及び美術品売買業務は、昭和24年制定の「古物営業法」の規制を受けております。美術品売買業務につきましては、東京都中央区を所轄する東京都公安委員会発行の「古物商許可証」を所持しなければなりません。当社は古物営業法を遵守し盗難品や遺失物を取扱わないよう、東京都公安委員会の指導に基づき、毎回オークション開催の届出を行っております。また、従業員に対しても定期的指導を行っております。しかしながら、不測の事態により盗難品や遺失物がオークションに出品された場合、風評により信用が失墜し、取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(3) 顧客情報の取扱いについて

当社は、オークション出品者に対して、その出品者との間で締結される販売委託契約により、顧客情報についての守秘義務を負っており、顧客情報に関しては、その情報が漏洩することのないよう、その取扱いについては充分注意しております。しかしながら、不測の事態により情報が外部に漏洩する事態となった場合、信用の失墜による取扱高の減少及び損害賠償による損失の発生等の可能性があります。

(4) 個別オークションに係わる法規制について

現在、当社では定期開催のオークションの他、Jewellery & Watchesオークション、西洋美術オークション、個人収集品オークション等を随時開催しております。また、当社は、第三者によるワインオークションやチャリティオークション開催のためのカタログ作製作業やオークション会場運営等の業務提供を行っております。ワインオークションは、酒税法上の酒類販売業免許を有する業者により主催されております。今後、取扱商品が拡大していく中で個別に法的規制を受けるケースが考えられますが、当社は、いかなる場合も法令を遵守し対応していく所存であります。しかしながら、将来的に個別の法的規制により当社が取扱えないアイテムが発生し、当社の経営戦略の変更が余儀なくされ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 著作権について

当社のオークションカタログに図版を掲載するに当たり、著作権者或いは著作権管理団体に著作権使用に係る許諾を受けることを、当社が把握しているものについては実施しています。また、それ以外のものについては著作権法第47条の2の定める範囲内で掲載しております。当社の規定においては、著作権使用料は、出品者負担として、請求がある著作権者或いは著作権管理団体に支払っておりますが、今後請求先が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定商取引に関する法律

当社が行っている、ホームページ上でのカタログ販売は、昭和51年制定の「特定商取引に関する法律（旧 訪問販売等に関する法律）」の規制を受けております。当社のホームページ上に同法律により義務付けられている通信販売の表示事項を記載しております。しかしながら、不測の事態により当社ホームページが改ざんされた場合、誤った情報が顧客に伝わり、損失を被る可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年5月31日現在9業者と正規特約店委託契約を締結しております。

(1) 契約の目的

特約店は、美術業者や得意先コレクターから当社オークションへの出品に関する業務を行うことを目的としております。業務内容は、オークション売却希望者から売却委託を受け、当社と出品契約を締結する業務と、オークション売却希望者を当社に紹介し、オークション売却希望者と当社との出品契約の締結の仲介をする業務があります。

(2) 契約期間に関する事項

契約期間は、契約日から1年間とし、それ以降は自動更新であります。

(3) 紹介料に関する事項

特約店の紹介による出品契約が締結された場合、当社は落札価額に応じた紹介料を特約店に支払いします。

(4) 契約解除に関する事項

契約満了の30日前までに契約解除の申し出があった場合、当社オークションへの出品及び紹介総額が一定基準に満たない場合、その他契約違反が生じた場合、当社は契約を解除することができます。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、当社は、過去の実績値や現状等を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき継続的に見積り、判断及び評価を行っております。

当社の経営陣が、当事業年度末において、見積り、判断及び評価等により、当社の財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えているものとしては、貸倒引当金、退職給付引当金、法人税等及び繰延税金資産があげられます。

なお、見積り、判断及び評価等については、過去の実績や現状等に基づいて合理的と考えられる要因等に基づいて行っておりますが、見積りや評価には、不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前期末に比べ131,485千円減少し、1,843,222千円となりました。これは主に、前渡金の増加はあるものの、現金及び預金の減少、オークション未収入金の減少によるものであります。現金及び現金同等物は、当事業年度の純損失と前渡金の増加、たな卸資産の増加、オークション未払金の減少により、オークション未収入金の減少、短期借入金の増加はあるものの、316,064千円減少し、451,530千円となりました。

負債はオークションの出品者に対するオークション未払金の減少はあるものの、2010年7月オークション前渡金分の短期借入360,000千円の実行により、前期末に比べ145,997千円増加し、646,843千円となりました。

前期は、年度末直近の5月30日に特別オークションを開催したため、当事業年度末はオークション未収入金、オークション未払金とともに減少しております。

純資産は、主として当事業年度純損失により277,483千円減少し1,196,378千円となりました。この結果、1株当たり純資産額は5,097.73円減少し21,811.30円となり、自己資本比率は前期末の74.6%から64.8%となりました。

当社における資金需要は、オークション関連経費（カタログ費及び会場費）や広告宣伝費等の運転資金、オークション出品作品確保のための前渡金が多主なるものであり、前渡金の一部に対しては短期借入にて対応し、他には内部資金により十分な資金枠を確保しております。

(3) 経営成績の分析

取扱高・売上高

取扱高は、前期3,355,240千円に対し、14.4%減の2,871,369千円となりました。売上高は、前期1,077,654千円に対し、31.5%減の737,952千円となりました。

部門別には、「オークション事業」と「その他事業」の2つの事業を行っております。

オークション事業の取扱高は、2,450,171千円（前期比23.9%減）、売上高は、545,411千円（前期比45.0%減、内商品売上高7,290千円（前期比95.2%減））となりました。

部門別には、当社の主力オークションである近代美術オークション部門の取扱高は、1,159,050千円（前期比28.2%減）、売上高は、233,841千円（前期比53.4%減、内商品売上高なし（前期は128,571千円））となりました。作品別には、梅原龍三郎「松と波」60,000千円（平成21年11月近代美術オークション）の落札がありました。落札価額が50,000千円を超える作品は1点しかなく、出品点数、落札単価ともに前期に比べて大きく減少し、取扱高、売上高の減少となりました。また売上高は商品売上高の減少によっても減少となりました。

近代陶芸オークション部門の取扱高は、342,890千円（前期比1.8%減）、売上高は、75,501千円（前期比36.9%減、内商品売上高5,561千円（前期比40.7%減））となりました。作品別には、楠部彌式「彩?浅春香爐」が12,000千円、板谷波山「葡萄文水差」が8,600千円（ともに平成21年12月近代陶芸オークション）で落札されました。オークション落札率は92.6%と堅調な結果となりましたが、出品点数の減少により取扱高、売上高が減少しました。なお、落札価額10,000千円を超える高額落札は1点に止まりました。

近代美術Part オークション部門の取扱高は、228,595千円（前期比26.8%減）、売上高は、62,942千円（前期比33.8%減、内商品売上高980千円（前期比55.8%減））となりました。出品作品の落札単価は、対前期比8.0%増となり、オークション落札率も94.8%と高い実績を維持できましたが、出品点数が前期の約3割減少し、取扱高、売上高が減少しました。

コンテンポラリーアートオークション部門の取扱高は、152,428千円（前期比51.5%減）、売上高は、34,337千円（前期比64.3%減、内商品売上高なし（前期は9,405千円））となりました。当社は、平成18年にコンテンポラリーアート市場に参入して以来、一貫してアジア市場の開拓に力を入れてまいりました。しかし、未だ収益に大きく貢献できる状況にはなく、引き続き中長期的な視点での投資と市場開拓が必要であるため、これまでの様々なアライアンスを更に進化させた形でジョイントベンチャー（ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED）を香港に設立し、コンテンポラリーアートオークションの単独開催のためのオペレーションを構築させることといたしました。これにより、当社のリスクは限定的なものとなりましたが、開催回数の減少により、取扱高、売上高ともに前期から大きく減少する結果となりました。

その他オークション部門の取扱高は、567,207千円（前期比9.9%減）、売上高は、138,788千円（前期比22.4%減、内商品売上高747千円（前期比75.3%減））となりました。当事業年度は、前期と比較して、西洋美術オークション（取扱高124,935千円（前期比47.0%減、平成21年10月、平成22年4月開催））、ワインオークション（取扱高59,075千円（前期比32.3%減、平成21年10月、平成22年2月開催））において前期実績を大きく下回る結果となりました。

その他事業の取扱高は、421,198千円（前期比209.9%増）、売上高は、192,540千円（前期比124.0%増）となりました。当事業年度は、平成21年に業務提携を行った北京匡?国?拍?有限公司（Councilオークション）への中国美術品の出品分の増に加え、プライベートセール案件成約に努め、取扱高、売上高ともに前期を上回る結果となりました。

経常損失

販売費及び一般管理費は、前期に比べ、20.0%減の662,522千円となりました。これは平成21年4月9日付「人員削減等の合理化に関するお知らせ」及び平成21年7月10日付「本社事務所移転に関するお知らせ」の中で公表いたしました合理化による経費削減に関する諸施策実行の結果、人件費及び賃借料等の減少となったためであります。ほか平成22年6月7日付「業績予想の修正に関するお知らせ」の中で公表いたしましたとおり、取引先1社との取引において未収入金が長期化したため、当事業年度末時点において全額の34,753百万円を引当金として計上しております。

営業外収益は、主として受取利息、受取保管料及び受取査定報酬であります。営業外費用は、主として支払利息であり、平成22年7月開催のオークション出品に対する前渡金に対応する借入実行によるものであります。

当事業年度は引き続き経費節減に注力いたしましたが、取扱高・売上高の減少により営業損失となり、前期経常損失191,908千円に対し、経常損失255,106千円となりました。

当期純損失

特別利益は、未払配当金戻入益であります。

特別損失につきましては、本店機能の移転及び希望退職者募集と合理化を推進したその結果、特別損失として、事務所移転費用18,507千円、退職特別加算金4,204千円を計上しております。

これらの結果、前期の当期純損失279,132千円に対し、当事業年度は当期純損失279,141千円の計上となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資は、主に本社事務所の有明への移転に伴う事務所内装及び什器備品購入等により、設備投資総額は11,942千円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、次のとおりであります。

平成22年5月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の部門	設備の内容	帳簿価額(単位:千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	オークション事業 その他事業	オークション会場 展示場	19,115	-	516	19,631	1
本社事務所 (東京都江東区)	オークション事業 その他事業	本社機能	5,356	2,787	3,841	11,985	24(17)

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。
 3. 本社及び本社事務所の建物は賃借しており、年間賃借料は本社88,214千円、本社事務所22,239千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年5月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	57,879	57,979	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり ます。なお、単元株制度は採用し ておりません。
計	57,879	57,979		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株予約権を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容

(平成22年3月25日取締役会決議による第2回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成22年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,900	1,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,900	1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,500	21,500
新株予約権の行使期間	自平成22年4月9日 至平成27年4月8日	自平成22年4月9日 至平成27年4月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,500 資本組入額 10,964	発行価格 21,500 資本組入額 10,964
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき427円で有償発行しております。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 相続した新株予約権を行使することはできない。
- 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日におい前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
5. 本新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月9日(当新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年4月8日(当新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の内容
(平成22年3月25日取締役会決議による第3回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成22年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年7月31日)
新株予約権の数(個)	2,550	2,550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,550	2,550
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,800	25,800
新株予約権の行使期間	自平成24年4月9日 至平成27年4月8日	自平成24年4月9日 至平成27年4月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,800 資本組入額 12,900	発行価格 25,800 資本組入額 12,900
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	(注)6

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
4. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成24年4月9日（当新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成27年4月8日（当新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年7月20日 (注)1	12,500	18,750		760,250		372,000
平成17年6月1日～ 平成18年5月31日 (注)2	528	19,278	18,370	778,620	11,495	383,495
平成18年9月1日 (注)3	38,556	57,834		778,620		383,495
平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注)4	36	57,870	380	779,000	380	383,875
平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注)5	9	57,879	125	779,125	-	383,875

(注)1. 1株を3株に株式分割したことによる増加であります。

2. 新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

3. 1株を3株に株式分割したことによる増加であります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 新株引受権の行使による増加であります。

6. 平成22年6月4日に新株予約権の行使により、発行済株式数100株、資本金1,096千円、資本準備金1,096千円がそれぞれ増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年5月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	10	33	8	2	1,425	1,481	
所有株式数(株)	-	156	1,122	19,980	2,218	2	34,401	57,879	
所有株式数の割合(%)	-	0.27	1.94	34.52	3.83	0.00	59.44	100.00	

(注) 自己株式3,098株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成22年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社シンワアートホールディングス	東京都中央区銀座7-4-12	10,800	18.66
株式会社表玄	東京都中央区銀座6-3-11	3,645	6.30
水谷 大	東京都港区	2,898	5.01
株式会社泰明画廊	東京都中央区銀座7-3-5	2,340	4.04
山村 昌康	東京都品川区	2,178	3.76
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスディック トリー ティー アカウント (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行)	東京都中央区月島4-16-3	1,377	2.38
倉田 陽一郎	東京都世田谷区	1,268	2.19
佐竹 昌一郎	東京都渋谷区	1,246	2.15
李 順瑛	東京都港区	1,245	2.15
株式会社永善堂	東京都中央区銀座7-2-11	1,125	1.95
計		28,122	48.59

(注) 上記のほか、自己株式が3,098株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,098		
完全議決権株式(その他)	普通株式 54,781	54,781	
単元未満株式			
発行済株式総数	57,879		
総株主の議決権		54,781	

【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座7 - 4 - 12	3,098	-	3,098	5.35
計		3,098	-	3,098	5.35

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法236条、第238条及び240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成22年3月25日開催取締役会決議によるもの)

会社法236条、第238条及び240条の規定に基づき、平成22年3月25日取締役会において、当社従業員に対しストック・オプションとして新株予約権の発行を決議したものであります。

決議年月日	平成22年3月25日
付与対象者の区分及び人数	従業員 24人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	3,098	-	3,098	-

3【配当政策】

当社の配当政策の基本的な考え方は、収益状況に応じた配当を行うことを基準としつつも、安定的な配当の維持ならびに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を考慮し、総合的に判断・決定していくこととしております。内部留保資金につきましては、中長期的視野に基づいた事業拡大のための投融資等に充当したいと考えております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会です。

また、状況に応じた対応を行えるよう、当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当期の期末配当につきましては、業績、経済、経営環境を勘案し、誠に遺憾ながら配当実施を見送らせていただきます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第17期 平成18年5月	第18期 平成19年5月	第19期 平成20年5月	第20期 平成21年5月	第21期 平成22年5月
最高(円)	1,820,000	1,470,000 401,000	288,000	78,000	38,800
最低(円)	760,000	920,000 119,000	72,400	13,500	18,000

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年12月	平成22年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	23,500	27,100	21,300	23,100	33,000	30,000
最低(円)	18,050	20,300	18,000	18,520	21,500	23,200

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長	代表取締役	倉田 陽一郎	昭和40年2月11日生	昭和62年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社 入社 昭和63年10月 ウォーバーグ投資顧問(株) 入社 平成4年4月 メースピアソン投資顧問(株) 入社 平成9年10月 ミネルヴァ投資顧問(株) 設立 代表取締役就任 平成10年10月 国務大臣 金融再生委員会 委員長 政務秘書官就任 平成11年7月 ミネルヴァ投資顧問(株) 代表取締役就任 平成13年6月 当社 代表取締役社長就任 現任	(注) 3	1,268
専務取締役	代表取締役	中川 健治	昭和26年6月3日生	昭和51年4月 (株)永善堂 入社 平成11年2月 当社 入社 総支配人 平成13年6月 当社 専務取締役就任 平成22年1月 当社 代表取締役専務取締役就任 現任	(注) 3	180
常務取締役		羽佐田 信治	昭和37年12月10日生	昭和60年4月 (株)西武百貨店 入社 平成3年4月 (株)泰明画廊 入社 平成12年10月 当社 入社 営業部長 平成13年6月 当社 常務取締役就任 現任	(注) 3	135
取締役		泉山 隆	昭和44年3月17日生	平成2年6月 当社 入社 平成12年4月 当社 第一営業部長 平成12年6月 当社 営業部長 平成14年4月 当社 営業本部長 平成14年7月 当社 取締役就任 現任	(注) 3	180
取締役		木下 邦彦	昭和20年3月12日生	昭和47年3月 公認会計士登録 平成48年1月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成3年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成5年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所 所長 同監査法人本部理事 平成22年6月 新日本有限責任監査法人退職 木下邦彦公認会計士事務所 所長就任(現任) 平成22年8月 当社 取締役就任 現任	(注) 4	
常勤監査役		米森 政敏	昭和21年11月20日生	昭和44年4月 (株)神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成9年1月 ソマール(株) 入社 平成17年6月 同社 代表取締役社長就任 平成18年8月 当社 入社 平成18年8月 当社 常勤監査役就任 現任	(注) 5	
監査役 (非常勤)		足達 堅	昭和18年4月18日生	昭和45年12月 税理士試験合格 昭和46年4月 夏目達郎会計事務所 入所 昭和48年4月 大手町監査法人 勤務 昭和53年4月 公認会計士銀座共同事務所 入所 昭和55年8月 公認会計士試験合格 公認会計士登録 昭和55年12月 税理士登録 平成10年4月 足達会計事務所 開業 現任 平成15年12月 当社 監査役就任 現任	(注) 6	118

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		佐野 洋二	昭和24年12月15日生	昭和47年10月 司法試験合格 昭和50年4月 東京弁護士会登録 黒田弁護士事務所 入所 昭和53年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 昭和55年4月 佐野法律事務所(現 MOS 合同法律事務所) 開業 現任 平成15年12月 当社 監査役就任 現任	(注) 6	18
計						1,899

(注) 1. 取締役木下邦彦は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役足達堅及び監査役佐野洋二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成22年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 平成22年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 平成19年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、株主をはじめ取引先、従業員等全ての利害関係者の利益を総合的に考慮し、長期にわたって企業価値を高める経営に全社を上げて取り組まなければならないと考えております。そのために今後も、経営の透明性と健全性の充実を図るとともに、経営の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。

また、株主や投資家の皆様への情報開示を法定開示に留めることなく、当社の事業内容・財務状況をタイムリーにご理解いただけるよう積極的な広報・IR活動を展開しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

取締役会

当社を取り巻く経営環境は、めまぐるしく変化しているため、経営の意思決定から業務執行の意思決定までを迅速に対応する必要があり、少数精鋭による経営体制が適当であることから、取締役会は、5名の取締役により構成され、月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議を行うとともに、業績の進捗状況及び、経営方針に係る報告を行っております。当社の取締役5名のうち1名は社外取締役であり、公認会計士としての企業会計に精通する専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、社外取締役が独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる体制を整備しております。なお、当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

監査役会

当社では、監査役会制度を採用しております。監査役会は1名の常勤の監査役と2名の社外監査役によって構成されております。当社は、社外監査役のうち1名を独立役員として指定しておりますが、独立役員は、公認会計士であり、企業財務・会計に対する高い知見を有しており、独立した立場から経営に関する監視を行っております。また、常勤の監査役は、取締役会や経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

なお、監査役及び監査役会は、内部監査を行う内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人である新日本有限責任監査法人と意見交換を行う等、緊密な連携を取りながら適正な監査を実施しております。

内部監査

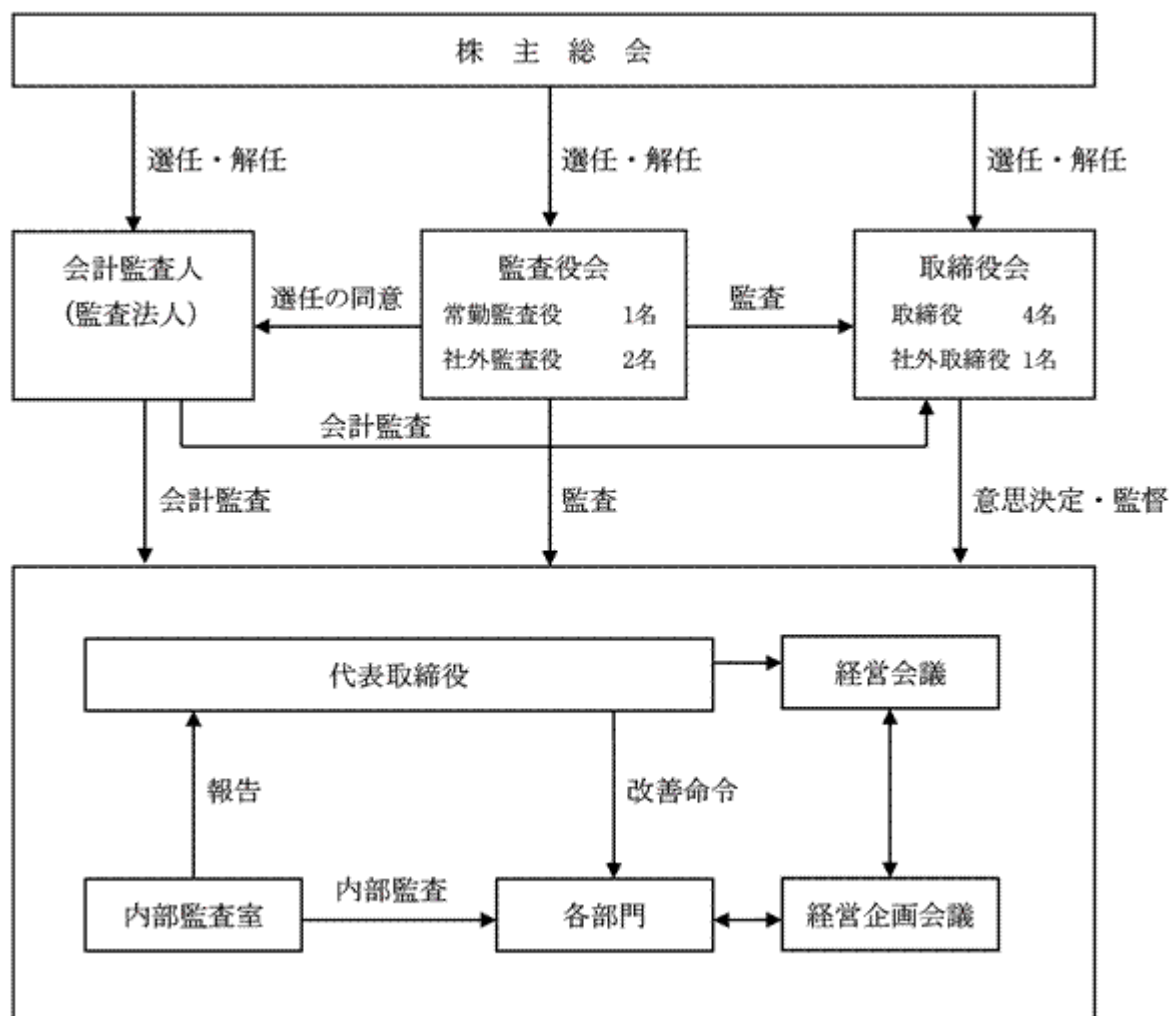
当社は、日々の業務がルールに沿って正しく運営されていることを確認する内部監査の重要性を踏まえ、内部監査室を設置し専任の担当者を1名任命し、計画的に実施しております。

会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、伊藤恵一氏、石田勝也氏の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、会計士補等7名、その他3名からなっております。

内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は下記の通りです。



1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が継続的にその精神を役員及び従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進しております。これらの徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを社内横断的に統括することとし、同部を中心に全社的教育を行っております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をおこなっております。また、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営しております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存を行っております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び商品管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行っており、全社横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行っております。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めこれに対処することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務遂行の執行の効率化を図っております。

ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会、経営会議が定期的にその結果をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・提言するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図っております。

- ・職務権限・意思決定ルールの方策
- ・経営会議の設置
- ・取締役会による中期経営計画の方策
- ・中期経営計画に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定
- ・ITを活用した月次業績管理の実施
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができます。内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けないものとし、なお、補助者の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重するものとしております。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告するものとしております。各監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に参加し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保しております。

- ・当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

また、役員及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努め、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役

1. 当社の社外監査役は2名であります。また、当社は、平成22年8月26日開催の株主総会におきまして社外取締役1名を選任いたしました。
2. 当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はなく、高い独立性を保持しております。
3. 当社の社外監査役2名は高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により経営監視機能の強化及び向上を担っております。
4. 当社の社外取締役及び監査役は、専門家の知見と企業経営に対する高い見識をもとに、独立した立場から当社の経営への監督、関与を行い、当社の企業統治に大きく寄与していただけるものと考えております。
5. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

役員報酬の内容等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社の取締役に対する報酬については、業績連動型の報酬制度を採用しております。

役員区分	報酬等の総額(千円)	基本報酬(千円)	対象となる役員の数(名)
取締役	36,143	36,143	4
監査役	9,450	9,450	3
合計	45,593	45,593	7

(注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は、150,000千円であります。

2. 株主総会の決議による監査役報酬限度額は、30,000千円であります。

3. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名4,050千円であります。

2. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社の取締役会は毎月開催されており、平成22年5月期には臨時取締役会とあわせて19回開催し、経営の基本方針、会社の重要事項を協議決定いたしました。

監査役会につきましては、平成22年5月期に9回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,000	1,309	15,200	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度の当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の整備に関する指導・助言業務であります。当事業年度は、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の属する業種、会社規模、監査日数等を勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）及び当事業年度（平成21年6月1日から平成22年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は連結子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年5月31日)	当事業年度 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,087,594 ₁	771,530 ₁
売掛金	23,428	-
オークション未収入金	383,193 ₂	56,220 ₂
商品	261,494	310,363
前渡金	64,020	544,396
立替金	-	22,136 ₃
その他	68,721	34,876
貸倒引当金	10,054	69
流動資産合計	1,878,398	1,739,454
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	109,238	97,372
減価償却累計額	82,238	72,901
建物(純額)	27,000	24,471
車両運搬具		
車両運搬具	12,800	11,451
減価償却累計額	10,222	8,664
車両運搬具(純額)	2,578	2,787
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	28,781	31,654
減価償却累計額	25,006	27,295
工具、器具及び備品(純額)	3,774	4,358
有形固定資産合計	33,352	31,617
投資その他の資産		
関係会社株式	-	20,400
出資金	500	500
敷金及び保証金	60,772	48,924
長期未収入金	-	65,815
その他	10,437	-
貸倒引当金	8,752	63,490
投資その他の資産合計	62,956	72,149
固定資産合計	96,309	103,767
資産合計	1,974,708	1,843,222

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年5月31日)	当事業年度 (平成22年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,439	439
オークション未払金	2 341,079	2 202,901
短期借入金	-	1 360,000
未払金	79,300	28,360
未払法人税等	4,264	3,341
前受金	17,665	11,158
賞与引当金	4,336	13,698
その他	10,360	4,895
流動負債合計	478,446	624,793
固定負債		
退職給付引当金	22,400	22,050
固定負債合計	22,400	22,050
負債合計	500,846	646,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,000	779,125
資本剰余金		
資本準備金	383,875	383,875
資本剰余金合計	383,875	383,875
利益剰余金		
利益準備金	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	361,155	82,013
利益剰余金合計	398,842	119,700
自己株式	87,856	87,856
株主資本合計	1,473,861	1,194,844
新株予約権	-	1,533
純資産合計	1,473,861	1,196,378
負債純資産合計	1,974,708	1,843,222

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)
売上高		
オークション事業収入	1 991,715	1 545,411
その他の事業収入	1 85,938	1 192,540
売上高合計	1,077,654	737,952
売上原価		
オークション事業原価	336,145	178,316
その他の事業原価	112,146	156,544
売上原価合計	448,292	334,860
売上総利益	629,362	403,091
販売費及び一般管理費		
役員報酬	48,510	45,593
給料及び手当	304,588	171,851
貸倒引当金繰入額	11,074	44,752
賞与引当金繰入額	4,336	13,698
退職給付費用	5,350	3,700
販売手数料	36,738	28,122
広告宣伝費	12,537	13,153
賃借料	125,505	98,726
支払手数料	53,771	43,784
旅費及び交通費	65,787	54,723
減価償却費	12,411	9,736
その他	147,703	134,680
販売費及び一般管理費合計	828,315	662,522
営業損失()	198,952	259,431
営業外収益		
受取利息	3,219	1,164
受取保管料	476	2 1,348
受取査定報酬	1,491	1,188
その他	1,996	1,810
営業外収益合計	7,182	5,510
営業外費用		
支払利息	-	901
自己株式取得費用	115	-
為替差損	-	283
その他	22	1
営業外費用合計	138	1,186
経常損失()	191,908	255,106

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
特別利益		
未払配当金戻入益	761	298
特別利益合計	761	298
特別損失		
固定資産除却損	³ 3,150	-
減損損失	⁴ 13,481	-
退職特別加算金	30,147	4,204
事務所移転費用	-	18,507
その他	-	364
特別損失合計	46,778	23,075
税引前当期純損失()	237,925	277,884
法人税、住民税及び事業税	3,467	1,257
法人税等調整額	37,738	-
法人税等合計	41,206	1,257
当期純損失()	279,132	279,141

【売上原価内訳明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)		当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
オークション事業原価					
1. オークション会場費			77,845	17.4	53,563
2. オークションカタログ費			112,453	25.1	72,071
3. 商品売上原価					
(1) 商品期首たな卸高		133,287		261,494	
(2) 当期商品仕入高		383,113		247,693	
合計		516,400		509,188	
(3) 商品期末たな卸高		327,162		497,746	
(4) 商品評価損		65,667		187,382	
(5) その他事業原価振替		109,058	145,847	32.5	146,143
オークション事業原価合計			336,145	75.0	178,316
その他事業原価			112,146	25.0	156,544
売上原価合計			448,292	100.0	334,860

商品売上原価のうち、その他事業の商品売上高に対するものは、その他事業原価としております。

その他事業原価のうち、ギャラリー収入原価 第20期 3,088千円 第21期 10,401千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	779,000	779,000
当期変動額		
新株の発行	-	125
当期変動額合計	-	125
当期末残高	779,000	779,125
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	383,875	383,875
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	383,875	383,875
資本剰余金合計		
前期末残高	383,875	383,875
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	383,875	383,875
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	37,687	37,687
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	37,687	37,687
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	784,717	361,155
当期変動額		
剰余金の配当	144,430	-
当期純損失()	279,132	279,141
当期変動額合計	423,562	279,141
当期末残高	361,155	82,013
利益剰余金合計		
前期末残高	822,404	398,842
当期変動額		
剰余金の配当	144,430	-
当期純損失()	279,132	279,141
当期変動額合計	423,562	279,141
当期末残高	398,842	119,700

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
自己株式		
前期末残高	10,524	87,856
当期変動額		
自己株式の取得	77,332	-
当期変動額合計	77,332	-
当期末残高	87,856	87,856
株主資本合計		
前期末残高	1,974,756	1,473,861
当期変動額		
新株の発行	-	125
剰余金の配当	144,430	-
当期純損失()	279,132	279,141
自己株式の取得	77,332	-
当期変動額合計	500,894	279,016
当期末残高	1,473,861	1,194,844
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,533
当期変動額合計	-	1,533
当期末残高	-	1,533
純資産合計		
前期末残高	1,974,756	1,473,861
当期変動額		
新株の発行	-	125
剰余金の配当	144,430	-
当期純損失()	279,132	279,141
自己株式の取得	77,332	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	1,533
当期変動額合計	500,894	277,483
当期末残高	1,473,861	1,196,378

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	237,925	277,884
減価償却費	15,909	13,311
減損損失	13,481	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,458	44,752
賞与引当金の増減額(は減少)	17,500	9,362
退職給付引当金の増減額(は減少)	10,825	350
受取利息及び受取配当金	3,219	1,164
支払利息	-	901
売上債権の増減額(は増加)	23,428	23,428
オークション未収入金の増減額(は増加)	231,057	326,973
たな卸資産の増減額(は増加)	128,207	48,868
前渡金の増減額(は増加)	73,742	480,375
未収消費税等の増減額(は増加)	18,418	12,652
仕入債務の増減額(は減少)	19,740	21,000
オークション未払金の増減額(は減少)	148,642	138,178
未払金の増減額(は減少)	-	50,940
その他	11,041	68,467
小計	377,567	655,847
利息及び配当金の受取額	3,026	1,265
利息の支払額	-	1,828
法人税等の支払額	11,985	1,485
営業活動によるキャッシュ・フロー	386,525	657,896
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	430,044	400,000
定期預金の払戻による収入	477,544	400,000
関係会社株式の取得による支出	-	20,400
有形固定資産の取得による支出	222	11,942
差入保証金の差入による支出	6,431	15,375
差入保証金の回収による収入	-	27,223
貸付けによる支出	31,282	19,739
貸付金の回収による収入	16,127	20,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,692	19,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	125
自己株式の取得による支出	77,332	-
配当金の支払額	143,490	-
短期借入金の純増減額(は減少)	-	360,000
新株予約権の発行による収入	-	811
財務活動によるキャッシュ・フロー	220,822	360,936
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,156	728
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	580,498	316,064
現金及び現金同等物の期首残高	1,348,093	767,594
現金及び現金同等物の期末残高	767,594	451,530

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)	当事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		関連会社株式 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～15年 車両運搬具 5年 工具、器具及び備品 3年～15年	有形固定資産 同左
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上することとしております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リースの取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
(棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分) が適用されたことに伴い、評価基準については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) により算定しております。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ40,179千円損失が増加しております。	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」(前事業年度2,332千円)と投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期未収入金」(前事業年度10,437千円)は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。</p> <p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「未払金の増減額」(前事業年度 31,883千円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年5月31日)	当事業年度 (平成22年5月31日)
<p>1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 200,000千円 担保付債務はありません。</p> <p>2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する、落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p> <p>3.</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 定期預金 200,000千円 担保付債務は次の通りであります。 短期借入金 360,000千円</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 立替金 18,524千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)	当事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)																								
<p>1. オークション事業収入は、主に、オークション事業における落札及び出品に係る受取手数料収入並びにオークションにおける商品売上高であります。また、その他事業収入は、その他事業における商品売上高及び受取手数料収入等であります。</p> <p>なお、当期の事業部門別の取扱高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">オークション事業</td> <td style="text-align: right;">3,219,337千円</td> </tr> <tr> <td>その他事業</td> <td style="text-align: right;">135,902千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">(合計)</td> <td style="text-align: right;">(3,355,240千円)</td> </tr> </table> <p>2.</p> <p>3. 固定資産除却損は、建物の除却費用であります。</p> <p>4. 減損損失</p> <p>(1) 概要</p> <p>当事業年度におきまして、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 45%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>建物・工具、器具及び備品</td> <td>東京都・大阪府</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>当事業年度に閉鎖または移転の意思決定をした資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">13,371千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">110千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,481千円</td> </tr> </table> <p>(4) 資産のグルーピングの方法</p> <p>当社の事業に関わる設備等は、相互に関連性を有する一つのグループとして捉えております。</p> <p>(5) 回収可能額の算定方法</p> <p>当資産グループの回収可能価額は正味売却価額を零として算定しております。</p>	オークション事業	3,219,337千円	その他事業	135,902千円	(合計)	(3,355,240千円)	用途	種類	場所	事務所	建物・工具、器具及び備品	東京都・大阪府	建物	13,371千円	工具、器具及び備品	110千円	計	13,481千円	<p>1. 同左</p> <p>なお、当期の事業部門別の取扱高は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">オークション事業</td> <td style="text-align: right;">2,450,171千円</td> </tr> <tr> <td>その他事業</td> <td style="text-align: right;">421,198千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">(合計)</td> <td style="text-align: right;">(2,871,369千円)</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>受取保管料 1,348千円</p> <p>3.</p> <p>4.</p>	オークション事業	2,450,171千円	その他事業	421,198千円	(合計)	(2,871,369千円)
オークション事業	3,219,337千円																								
その他事業	135,902千円																								
(合計)	(3,355,240千円)																								
用途	種類	場所																							
事務所	建物・工具、器具及び備品	東京都・大阪府																							
建物	13,371千円																								
工具、器具及び備品	110千円																								
計	13,481千円																								
オークション事業	2,450,171千円																								
その他事業	421,198千円																								
(合計)	(2,871,369千円)																								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年6月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式数 普通株式	57,870株		-	57,870株
自己株式 普通株式(注)	98株	3,000株	-	3,098株

(注) 普通株式の自己株式の増加3,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年8月28日 定時株主総会	普通株式	144,430千円	2,500円	平成20年5月31日	平成20年8月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式数 普通株式(注)	57,870株	9株	-	57,879株
自己株式 普通株式	3,098株	-	-	3,098株

(注) 普通株式の増加9株は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		前事業年度末	当事業年度増 加	当事業年度減 少	当事業年度末	
平成22年第2回新株予約 権	普通株式		1,900	1,900	811	
平成22年第3回ストック ・オプションとしての新 株予約権			-	-	722	
合計			1,900	1,900	1,533	

(注) 第2回新株予約権の当事業年度増加は、発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,087,594	現金及び預金勘定 771,530
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 320,000	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 320,000
現金及び現金同等物 767,594	現金及び現金同等物 451,530

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)						
<p>所有権移転外ファイナンスリースのうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,151千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,071千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>10千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	1,151千円	減価償却費相当額	1,071千円	支払利息相当額	10千円	
支払リース料	1,151千円						
減価償却費相当額	1,071千円						
支払利息相当額	10千円						

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にオークションの開催、運営を行うための事業計画に照らして、必要な資金(主に短期的な運転資金)を銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用やデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるオークション未収入金及び売掛金は顧客の信用リスクに、晒されております。

前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札となった場合は顧客の信用リスクがあります。

借入金は、主にオークションに係る運転資金の調達を目的としたもので、1年以内の償還としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

オークション未収入金及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、落札代金の入金確認後に作品を引き渡すことによりリスク低減を図っております。前渡金はオークション出品者に対して、オークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、作品の預り及び委託販売契約締結後の支払を条件としており、リスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	771,530	771,530	-
(2)オークション未収入金	56,220		
貸倒引当金(1)	69		
差引	56,151	56,151	-
(3)前渡金	544,396	544,396	-
(4)敷金及び保証金	48,924	44,095	4,829
(5)長期未収入金	65,815		
貸倒引当金(2)	63,490		
差引	2,324	2,324	-
資産計	1,423,327	1,418,498	4,829
(6)オークション未払金	202,901	202,901	-
(7)短期借入金	360,000	360,000	-
負債計	562,901	562,901	-

1 オークション未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金 (2)オークション未収入金 (3)前渡金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金及び保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されているプライムレートで割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期未収入金

長期未収入金は、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における時価は貸借対照表価額から、現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6)オークション未払金 (7)短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（貸借対照表計上額20,400千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

(注) 3. 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
(1) 預金	771,491
(2) オークション未収入金	56,220
(3) 前渡金	544,396

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年5月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成22年5月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年6月1日至平成21年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

	前事業年度 (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)	当事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)
退職給付制度の概要	当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。	同左

2. 退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 (平成21年5月31日)	当事業年度 (平成22年5月31日)
	(千円)	(千円)
(1) 退職給付債務	22,400	22,050
(2) 退職給付引当金	22,400	22,050

(注) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前事業年度 (自平成20年6月1日 至平成21年5月31日)	当事業年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付費用	35,497	7,904
(1) 勤務費用	5,350	3,700
(2) 特別退職加算金	30,147	4,204

(注) 当社は、退職給付費用の算定方法として、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しているため、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年6月1日至平成21年5月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年新株引受権による ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 4名 当社の従業員 20名
ストック・オプション数(注)	普通株式 2,349株
付与日	平成13年12月8日
権利行使期間	自平成17年1月1日 至平成21年12月31日

(注) 平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の株式数に換算して記載しております。
権利確定条件は付与されておりません。また、対象勤務期間の定めはありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプション数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年新株引受権による ストック・オプション
権利確定前	
前事業年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後	
前事業年度末	18株
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	18株

(注) 平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成13年新株引受権による ストック・オプション
権利行使価格	13,889円
行使時平均株価	
付与日における公正な評価単価	

(注) 権利行使価格は、平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の価格で記載しております。株式分割前の付与時の権利行使価格は、次のとおりです。

平成13年新株引受権によるストック・オプション 125,000円

当事業年度（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 722千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年新株引受権による ストック・オプション	平成22年第3回新株予約権によるストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 4名 当社の従業員 20名	当社の従業員 24名
ストック・オプション数	普通株式 2,349株（注）	普通株式 2,550株
付与日	平成13年12月8日	平成22年4月9日
権利確定条件		権利行使時においても、当社の取締役、監査役、または従業員であることを要する。ただし取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りでない。
対象勤務期間		自 平成22年4月9日 至 平成24年4月8日
権利行使期間	自 平成17年1月1日 至 平成21年12月31日	自 平成24年4月9日 至 平成27年4月8日

（注）平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプション数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年新株引受権による ストック・オプション	平成22年第3回新株予約権によるストック・オプション
権利確定前 前事業年度末 付与 失効		2,550株
権利確定 未確定残		2,550株
権利確定後 前事業年度末 権利確定	18株	-
権利行使 失効	9株 9株	
未行使残	-	-

（注）平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成13年新株引受権による ストック・オプション	平成22年第3回新株予約権によるストック・オプション
権利行使価格	13,889円	25,800円
行使時平均株価	26,500円	
付与日における公正な評価単価		3,638円

(注) 平成13年新株引受権によるストック・オプションの権利行使価格は、平成17年7月20日及び平成18年9月1日の分割後の価格で記載しております。株式分割前の付与時の権利行使価格は、次のとおりです。

平成13年新株引受権によるストック・オプション 125,000円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(平成22年5月期)において付与された第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権
予想配当(注1)	0.00%
予想残存期間(注2)	3.5年
無リスク利息率(注3)	0.375%
株価変動性(注4)	71.61%

(注) 1. 平成21年5月期の配当実績によっております。

2. 予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して算定しております。

3. 評価基準日における償還年月日平成25年9月20日の長期国債23の国債の利回りであります。

4. 平成18年10月9日から平成22年4月9日までの株価実績に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の従業員の就業状況等を勘案し、権利確定数の見積数を算出しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)	当事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金否認額 1,760	賞与引当金否認額 5,561
退職給付引当金否認額 9,094	退職給付引当金否認額 8,952
未払事業税否認額 1,089	未払事業税否認額 1,066
減価償却超過額 9,917	減価償却超過額 9,606
貸倒引当金否認額 7,635	貸倒引当金否認額 25,805
棚卸商品評価損否認額 40,004	棚卸商品評価損否認額 76,077
減損損失 3,295	繰越欠損金 127,030
その他 3,010	その他 4,857
繰延税金資産小計 75,807	繰延税金資産小計 258,958
評価性引当額 75,807	評価性引当額 258,958
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債合計 -	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産(負債)純額 -	繰延税金資産(負債)純額 -
流動資産 -	流動資産 -
固定資産 -	固定資産 -
合計 -	合計 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度においては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	2. 同左

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社が有している関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日）

1. 関連会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
関連会社 （注1）	ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED	Hong Kong	HKD 8,055,001	オークション開 催の企画運営、美 術品売買	所有 直接21.1% 間接19.0%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 （注2）	19,739		
							増資の引受 （注3）	20,400	関係会社株式	20,400
							保管料の受取 （注4）	1,348	その他 （流動資産）	1,348

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDは平成22年4月に「子会社」に該当しなくなったため、属性を「関連会社」に変更しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 増資の引受は同社が行った増資を、1,700,000株引受したものであります。
4. 保管料については、市場の相場等を参考にして交渉の上決定しております。
5. 上記金額には消費税は含まれておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
1株当たり純資産額 26,909.03円	1株当たり純資産額 21,811.30円
1株当たり当期純損失金額 () 4,962.09円	1株当たり当期純損失金額 () 5,095.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	
同左	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純損失 () (千円)	279,132	279,141
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	279,132	279,141
期中平均株式数 (株)	56,253	54,779
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	同左	
当期純利益調整額 (千円)	同左	
普通株式増加数 (株)	同左	
(うちストックオプション(新株引受権方式))	同左	
(うちストックオプション(新株予約権方式))	同左	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成13年12月8日臨時株主総会決議 ストックオプション(新株引受権) 18個	平成22年3月25日臨時取締役会決議 新株予約権1,900個、ストック・オプション(新株予約権)2,550個 なお、上記の概要は、第4[提出会社の状況]1[株式等の状況](2)[新株予約権等の状況]に記載しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年 6月 1日 至 平成21年 5月31日)	当事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産 建物	109,238	7,128	18,993	97,372	72,901	9,657	24,471
車両運搬具	12,800	1,940	3,289	11,451	8,664	1,365	2,787
工具、器具及び備品	28,781	2,873	-	31,654	27,295	2,288	4,358
有形固定資産計	150,819	11,942	22,283	140,478	108,861	13,311	31,617

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金		360,000	1.475	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計		360,000		

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	18,807	45,392	-	640	63,559
賞与引当金	4,336	13,698	4,336	-	13,698

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額640千円であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	38
預金	
普通預金	396,253
定期預金	371,850
別段預金	963
郵便貯金	2,353
小計	771,491
合計	771,530

オークション未収入金

明細	金額(千円)
個人顧客	18,457
美術商	26,123
一般法人顧客	1,957
海外顧客	9,681
合計	56,220

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

商品

事業名	金額(千円)
近代美術オークション	37,899
近代陶芸オークション	8,453
近代美術Part オークション	696
コンテンポラリーアートオークション	5,577
その他オークション	257,737
オークション事業計	310,363
合計	310,363

前渡金

明細	金額(千円)
個人顧客	183,091
美術商	171,530
一般法人顧客	189,774
合計	544,396

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

買掛金

明細	金額(千円)
美術商	439
合計	439

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

オークション未払金

明細	金額(千円)
個人顧客	63,850
一般法人顧客	50,187
美術商	88,566
海外顧客	296
合計	202,901

(注) 明細については、相手先の金額が少額であり、かつその件数が多数であるため記載を省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	第2四半期 自平成21年9月1日 至平成21年11月30日	第3四半期 自平成21年12月1日 至平成22年2月28日	第4四半期 自平成22年3月1日 至平成22年5月31日
売上高(千円)	75,786	314,658	189,680	157,826
税引前四半期純損失金額()(千円)	126,689	28,490	58,888	63,814
四半期純損失金額()(千円)	127,029	28,830	59,126	64,154
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(円)	2,319.08	526.29	1,079.32	1,171.11

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	単元株制度を採用していません
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shinwa-art.com/
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第20期）（自 平成20年6月1日 至 平成21年5月31日）平成21年8月28日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成21年8月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第21期第1四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）平成21年10月14日関東財務局長に提出。
第21期第2四半期（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）平成22年1月14日関東財務局長に提出。
第21期第3四半期（自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日）平成22年4月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成22年1月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。
平成22年8月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 8月26日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木下 邦彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恵一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 8月30日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恵一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シンワアートオークション株式会社の平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シンワアートオークション株式会社が平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が財務諸表に添付する形で、別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。